

4月中の県内全域取締日

～埼玉県警察・交通指導課～

※ 交通事故の発生状況に応じ、取締り内容を変更する場合があります。

実施日	実施重点	
	昼間	夜間
4月8日(月)	【通学路による違反】 通学児童等の安全を守るため、スクールゾーンなどにおける取締りを強化します。	
4月10日(水)	【通学路による違反】 通学児童等の安全を守るため、自転車などの交通取締りを強化します。	
4月19日(金)	【通学路による違反】 通学児童等の安全を守るため、速度超過などの交通取締りを強化します。	【飲酒運転】 飲酒運転に起因する悲惨な事故が後を絶ちません。極めて危険かつ悪質な違反である飲酒運転を根絶するため、取締りを強化します。
4月30日(火)	【自転車による違反】 自転車の法令違反が主原因となる交通事故防止のため取締りを強化します。	

- 二輪車の交通死亡事故が多発傾向にあります。信号待ち時のすり抜け、カーブにおける不十分な減速等に気をつけてください。
- 令和5年中における交差点（付近を含む。）における交通死亡事故は、全体の約65%を占めています。交差点を通行する際は、左右の安全確認、歩行者や車両（自転車を含む）等の動向を確認してください。
- 上記取締り予定以外においても、各種交通指導取締りを実施しています。
- 令和5年4月1日に道路交通法が改正され、自転車乗車時の乗車用ヘルメット着用が努力義務となりました。乗車用ヘルメットを着用することで、交通事故時における頭部への被害軽減となりますので、乗車用ヘルメット着用に努めてください。